

## ●○●○● 申請に関する Q&A ●○●○●

- Q 1** 「地域貢献活動」とは、どのようなものを指すのですか？
- A 1** 各地域で行われる、ボランティア活動、まちづくり活動など、その地域の問題に自分たちで取組む活動を指します。
- Q 2** 申請用紙を見ると申請ができる団体として定款、寄付行為など難しい要件を求められるように感じますが…。
- A 2** 任意のサークル、ご近所の仲間などでも結構です。
- Q 3** 補助金を申請する団体の規模に規定はありますか？
- A 3** 特にありませんが、少なくとも複数の正会員が所属していることが必要です。
- Q 4** 営利目的の団体は除くとありますが、会社仲間のサークルはダメですか？
- A 4** そのサークルとしての目的が、営利を目的としなければ申請いただけます。
- Q 5** 営利を目的とする事業は対象外とありますが、営利を目的とはどういうことですか。
- A 5** 「営利を目的とする」とは、活動によって得た利益を構成員で分配することをさします。よって、本事業の対象は営利を目的としない事業のため、団体の活動で収益があった場合には、事業実施のために雇ったスタッフやアルバイトの人工費や消耗品費、交通費等の必要経費に充て、さらに剰余金（利益）が生じた場合は、構成員で分けず、補助金の減額申請を行なっていただくことになります。
- Q 6** 入場料を徴収する場合や青空市・フリーマーケットなどは営利目的にあたりますか？
- A 6** 実費以上の入場料を徴収し利益を構成員で分配する場合などは本補助金の対象外ですが、実費相当の入場料を徴収する事業は営利目的にはあたりません。また、地域活動団体が行う地域特産品青空市やフリーマーケット、地域活動団体が無料の展示会に併せて作品販売等を行なう場合も営利目的にはあたりません。
- Q 7** 来年の3月末日以降も活動を継続していきたいのですが、申請できますか？
- A 7** 翌年3月31日までの活動について補助対象となります。申請書等の事業実施期間（完了日）を3月31日とご記入ください。
- Q 8** 20万円を要する事業を実施しますが、それに対し他の補助金から5万円の補助金（助成金）が交付されます。この地域貢献促進事業の補助金

- Q8 を受けることができますか？
- A8 他の補助金を受けているこの場合は、要する経費の 20 万円から他の補助金 5 万円を差し引いた 15 万円が補助対象の経費になりますので、地域貢献促進事業の補助金は 7 万 5 千円まで申請できます。
- Q9 補助金を申請する団体が、町から他の補助金等を受けている場合でも対象となりますか。
- A9 補助金を申請する団体が、他の事業で町から委託費や補助金を受けていても、地域貢献促進事業として行なう部分について町から他の補助金を受けていなければ対象となります。なお、今回申請しようとする取組みに対し町から他の補助金等を受けている場合は本補助金の交付対象となりません。
- Q10 食糧費の考え方についてですが、イベントのお手伝いに来てくださった地域の方に出す弁当などは補助の対象外ですか？
- A10 補助事業の実施において直接必要なもので実施団体の構成員以外のものに支給するものは対象内です。しかし、構成員に支給する場合は対象外です。
- Q11 事業活動の中でデジカメとパソコンを使います。これらを購入するのも補助対象となりますか？
- A11 事業の実施に伴い、デジカメ使用が必要不可欠でリース対応できないのであれば補助対象となります。ただし、イベントの記録写真の撮影など、事業の実施目的に沿って直接の必要性が高くない場合は補助対象となりません。また、パソコンはきわめて汎用性が高く事業実施以外の用途が広いので補助対象から除外しています。
- Q12 第 6 条にある第 1 号様式に添付する書類について、(6) その他、町長が必要と認める書類、とありますが、どのようなものが必要なのですか？
- A12 これは申請の段階では特段必要とするものではありません。申請していただいた内容を町で精査して、その支出等の用途、算出根拠として詳しい資料を提出していただくことがあることをご了承願います。
- Q13 申請された事業の審査はどのように行われますか？
- A13 審査員による書面審査を行います。（令和 3 年度までの代表者の方からの説明による審査会は行いません）
- この審査会では審査要領に定めた審査基準を基に審査することとなります。審査結果は後日郵送します。また、採択案件は公表するものとします。
- なお、新規事業の場合など事務局による予備審査又は審査会において、必要に応じ、事業内容についてのヒアリングを行わせていただく場合があります。

- Q14 補助金を概算でもらうことができる理由はどのようなものですか。
- A14 補助金を概算払いと交付しないと事業の実施に支障が生じる場合です。例えば、講演会の講師謝金が高額で前払いの必要があるときなど、事業完了後の補助金交付では事業そのものが実施できない場合や、事業の実施に初期経費が必要な場合です。既に実施した活動に要した経費については、概算払いの対象とはなりません。
- Q15 採択がなされた後の事務手続きにはどのようなものがありますか？
- A15 採択をした申請については、町から各団体に交付決定通知をお送りします。そこで必要に応じて補助金の概算払い請求をしてください。その後は各団体において申請内容に沿った事業を実施していただきますが、事業終了後は事業の実績報告書を提出していただき、補助金の精算（概算払いの補助金の精算、補助金の精算払いの請求など）を行います。なお、補助事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿やその証拠書類は整理したうえで、事業年度終了後、5年間保管してください。